

議案第42号

加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成29年9月1日提出

加西市長 西村 和平

加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のため  
の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年加西市条例第35号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

加西市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第7条第1項に規定する同意基本計画」を「第4条第6項の規定による同意を得た基本計画」に、「法第4条第2項第2号」を「法第4条第2項第1号」に、「集積区域」を「促進区域」に、「法第9条第1項」を「法第2条第1項」に、「特定事業」を「地域経済牽引事業（以下「地域経済牽引事業」という。）」に改める。

第2条第1項中「集積区域」を「促進区域」に、「法第5条第5項の規定による基本計画」を「同意基本計画」に、「法第14条第3項」を「法第13条第4項」に、「企業立地に関する計画（法第15条第1項）を「地域経済牽引事業計画（法第14条第1項）に、「法第9条第1項に規定する特定事業」を「行う地域経済牽引事業」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」に、「第3条」を「第2条」に改め、「（当該同意基本計画に定められた法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、改正前の条例第2条の規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

(審議資料)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）の施行に伴い、引用する条文に条ずれ等が生じたため所要の改正を行うもの。